

2020年9月7日

各位

会社名 株式会社ヘッドウォータース
代表者名 代表取締役 篠田 庸介
(コード番号：4011 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 原島 一隆
(TEL 03-5363-9361)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2020年8月24日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2020年9月7日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|------------------|--|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金1,904円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 190,400,000円 |
| (3) 仮条件 | 2,240円から2,400円 |
| (4) 仮条件の決定理由 | 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | | |
|-----|-----------------------|---|
| (1) | 募集株式数 | 当社普通株式 100,000 株 |
| (2) | 売出株式数 | オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限 15,000 株 |
| (3) | 需要の申告期間 | 2020年9月9日(水曜日)から
2020年9月15日(火曜日)まで |
| (4) | 価格決定日 | 2020年9月16日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) | 申込期間 | 2020年9月17日(木曜日)から
2020年9月24日(木曜日)まで |
| (6) | 払込期日 | 2020年9月28日(月曜日) |
| (7) | 株式受渡期日 | 2020年9月29日(火曜日) |
| (※) | オーバーアロットメントによる売出しについて | |

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が15,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である篠田庸介(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、15,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、2020年10月23日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2020年9月29日(上場日)から2020年10月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行に関連して、当社株主であるプライムロック 2 号投資事業有限責任組合、プライムロック 1 号投資事業有限責任組合、株式会社ベクトル、トリプルワン投資事業組合、株式会社 IBJ、株式会社 ROBOT PAYMENT、株式会社オークファン及び菅下清廣は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 90 日目の 2020 年 12 月 27 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、貸株人である篠田庸介並びに当社株主である株式会社チェンジ、BC ホールディングス株式会社及び株式会社 AMBITION は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2021 年 3 月 27 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2021 年 3 月 27 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記 90 日間または 180 日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。